

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会
ワイヤレス電力伝送作業班(第3回) 議事概要(案)

1 日時

平成25年10月30日(水)14:00~16:00

2 場所

経済産業省別館1階104号会議室

3 出席者(敬称略)

(1) 構成員

福地 一(主任)、雨宮 不二雄(主任代理)、石田 和人、井上 正弘、長部 邦廣、川久保 淳史、川崎 邦弘(代理:中村 一城)、工藤 均、久保田 文人、佐々木 邦彦、篠塚 隆、庄木 裕樹、高井 正興、武市 博明、塚原 仁、徳田 正満、藤野 義之、堀 和行(代理:栗原 輝紀)、松井 房樹、松本 泰、三浦 洋、中村 公亮(代理:見上 英樹)、望月 健司(代理:平川 靖紀)、八宗岡 正、山下 洋治、渡辺 聡一

(2) 事務局

星電波環境課長、菅田企画官、澤邊専門官、臼井監視官、菅原補佐、芦澤技術管理係長、寺田官

4 議事概要

(1) 資料3-1 前回議事要旨(案)について、事務局より説明が行われ、修正意見があれば後日連絡することとなった。

(2) 測定法及び測定モデルについて、事務局から、資料3-2に基づき説明が行われ、作業班におけるワイヤレス電力伝送システムに対する測定モデル及び測定法が、提案の内容で承認された。

主な質疑応答は下記のとおり。

○福地主任: 放射妨害波についても、伝導妨害波についても、参照元になった国際規格が存在するという理解でよいか。オリジナルの部分はあるか。

○事務局: 基本的には国際規格からの引用。しかし、測定にラージループアンテナ(LLA)を用いず、30MHz 以下も含めて全てループアンテナで測定を行うとしたことは、ある意味オリジナルと言える。

○徳田構成員: 今回提案されている測定法には、測定サイトとしてオープンサイトと電波暗室、測定距離として3m、10m 及び 30m が記載されており、複数の組合せが

存在するが、これらはどのように扱う予定なのか。測定する側でこの中から一つ決めて行うということなのか、それとも、この中のどれかをリファレンスとして決めておいて、問題があった時にはその組合せで行うというようなやり方なのか。

- 事務局： この測定法は実験データを取るためのもので、今の段階では、測定サイトや測定距離による違いを踏まえつつ、全ての組合せでデータを取ることを考えている。実際に運用する際には、例えば距離を 10m に絞るということも視野に入れており、それについては、得られた結果を踏まえて検討していきたい。
- 福地主任： 提案については、国際規格でそれぞれ規定された方法を使うということをご了解いただきたい。ところで、今後、この方法で測定してもらおうということになると思うが、具体的にはどこが行うことになるのか。
- 事務局： 東芝の庄木構成員に取り纏めをお願いして、測定を進めていただきたいと考えている。
- 福地主任： 了。
- 両宮主任代理： 現状では、CISPR 14-1 と CISPR 22 を参照することになっているが、家電機器用 WPT の方には壁掛けテレビのようなものがあるので、CISPR 13 も参照対象として考慮しないといけないのではないかと思う。CISPR 13 と CISPR 22 は、現時点で CISPR 32 の第 1 版に統合されているが、CISPR 32 は、SC-I の下にアドホックが設置されて更新作業を行っているところなので、まだ答申がない。CISPR 22 には CISPR 13 で規定している中身が全て含まれていないので CISPR 22 だけでは足りないと思う。そこだけ見直しをさせていただきたい。
- 事務局： どのくらいの差分があるのか。EUT の部分だけではないのか。
- 両宮主任代理： テレビの場合は、オシレータなどの意図的に出す妨害波があるので、そこにこの WPT の高調波が乗ったりすると、CISPR 22 にないような測定法を入れなければならないかもしれない。
- 事務局： 短期的には、壁掛けテレビの WPT はまだないので、測定の対象にはならないと考えている。答申作成に当たって、測定法を書き下す際には、それも考慮する必要があるかもしれない。
- 両宮主任代理： そういう話があったので、これまではその方法で特に問題ないかと考えていたが、気になったので発言した。
- 福地主任： 今まさに動いている内容であり最新の情報はそれぞれの専門家の方が持っていると思うが、基本的な考え方は、今ある基準を参照しながら測定法を定めたいということだと理解している。先ほどの 3m の議論もあったように、今ここにある資料のとおりというわけではなく、最新の情報や正しい情報を

反映するということで皆さんに諮りたいと考えている。

- 長部構成員： 15、16 及び 23 ページに、30 MHz 以上の放射妨害波の測定法が記載されているが、その中に、「異なる試験場での測定結果のばらつきを低減するための措置を講ずること」ということで、点線で書かれているものがあるが、これはどういう措置を想定しているのか。
- 山下構成員： CISPR 14 では、まだ検討している段階だが、方向性としては CMAD。
- 長部構成員： 現在、CISPR-I の WG2 で、IT 機器のケーブルの終端条件がいくつかあった場合のサイト間の相関性を見る「ラウンドロビンテスト」というのをやっている。まだ最終の結果にはなっていないが、その結果によれば、CMAD を入れたことによって放射妨害波のレベルが極端に下がるというデータが出ており、CMAD を使うのは少し問題があると思う。もし CMAD を使おうというのであれば、放射妨害波の試験としては、実際と違う結果が出る可能性があるので、注意が必要と考えている。
- 事務局： 当初は CMAD と記載していたが、そういった状況を踏まえ、必須事項にはしないということで、点線で記載させていただいた。
- 長部構成員： 実験をする時に、ひとつのサイトだけでやるのであれば、ばらつきがあるのかどうかよく分からないと思う。その辺りを含めてどうするべきか、もう少し議論すべきかと思う。
- 福地主任： この実験は何カ所で行う予定なのか。
- 事務局： それについては、まだ調整中。
- 井上構成員： CISPR B でも CISPR 11 の改定を行っているが、その改定版には CMAD が入る。御指摘のような問題は各国のエキスパートも分かっているが、再現性も重要だということで、今の流れとしては、世界的には CMAD を使う方が大勢なのではないか。
- 福地主任： こうい状況では、やはりベターだと思われる方法でやってみて、その結果をきちんと整理することしかないのではないかと思う。他に何か意見はあるか。
- 石田構成員： 測定法については賛成しているが、弊社が検討しているものの中で、この測定系そのままではできないことや別途検討していることがある。その場合、差分を明確にした上で、データを提出させていただくことは可能か。
- 福地主任： このまま実施できないというのは、具体的にはどの部分か。
- 石田構成員： 具体的には 18 ページの模擬車両など。色々検討する事項はあるが、実際の車を使った条件で検討することを考えている。既にトライアルなどを行っているところもあり、今からこの提案の内容をそのまま適用するのは時間的な問題やリソースの点で難しいと考えている。少し違ったやり方になるかもしれないが、そういう条件を明らかにした上で、提出させていただくような

ことができればと考えている。

- 福地主任： それは模擬車両をやった上でということか。
- 石田構成員： 模擬車両はおそらくできないと思う。
- 庄木構成員： 私も同じことを確認しようと思っていたが、厳密に提案に合わせた測定を今から行くと、時間がかかって、データもすぐに出ない可能性がある。もちろんできる限りの合わせ込みはするが、現状で既にデータを持っている構成員の方もいるので、差分や測定条件を明確にした上で、データを提供したいと考えているがよいか。CISPR の規格も厳密に言えば、色々と違ってきており、また今後の許容値の検討のことを考えると、3m と規定されているものでも 3m だけの測定で本当にいいのかということもあるので、色々と先のことを想定してデータを取らなくてはいけないのではないかと考えている。データの測定条件を明示した上で、できる限りいいデータを提供したい。そういう意味では、そういうものも我々のところで一旦引き受けて、業界としてデータをお出しすることとしたいがよいか。
- 福地主任： 一番避けなければいけないのは、偏ったデータのみで進んでしまうことだと考えている。それは非常に良くないので、その辺りの公開性や公明性をきちんと証明できるかどうか重要だと思う。今回の提案としては、この通りにやるのを承認してくださいという主旨だと思うが、結果的には、2 人の委員の方からこの通りにはできないという意見が出ている。他の構成員の意見はどうか。
- 庄木構成員： できないというか、厳密には合わせにくいところが出てくるだろうということ。例えば、模擬車両がまさにそうで、あれは IEC に現在提案している内容で、各社が行っているものとは少し違う。厳密にやろうとすると、時間がかかって、難しいのではないかと思う。ただ、それを使ってやっているところもあるので、そういうところはそのままデータを提供する予定。
- 福地主任： 意図的に都合のいいデータを出していると誤解されないように留意してほしい。実際には、時間的な制約や予算の問題などもあり、そういったどうしようもない理由でセカンドベストと思われる方法でやるしかないという状況はありうると思うが、そういった場合でも厳密に公正に公平にやらなければいけないし、そういうところに気を遣わなければいけない。事務局としては何かあるか。
- 事務局： 限られた時間の中でお願いをすることにはなるが、検討のためには、できるだけ多くのデータを多方面から取っていきたいと考えている。今回提案させていただいた測定法は全て国際規格を根拠としており、測定の際に多少合わない部分があったとしても、そういった条件を明確にして頂ければ、検討に活用できるデータになると考えている。庄木構成員からご意見があっ

たように、この測定法に沿ったデータ以外は排除するというのではなく、可能な限りこのやり方で測定していただくということをお願いしたい。

- 福地主任： では、差分は出るとしても、現実的に可能な測定を行うということによいか。それ以外に、この提案から大きくずれるところはないか。
- 井上構成員： 23 ページ又は 22 ページのところ、設置台の高さはどちらでやるのか。
- 雨宮主任代理： これは電波法との対比をするというところで、両方やると認識している。
- 事務局： そのとおり。
- 福地主任： これも時間的に余裕があるなら 0.4m もやればよいが、そうでないなら 0.8m だけでいいと思う。
- 雨宮主任代理： ばらつきを軽減するための措置の部分で、CMAD については、CISPR 22 ではわざわざ国際規格から削除しているので、入ることはあり得ないと思っている。規格毎に事情が異なっており、国際的にも統一されるとは思えないので、ばらばらでやるのはやむを得ないということによいか。
- 事務局： 測定については、CISPR 14 でも 22 でも同じなので、基本はなしでやるということをお願いしたい。
- 福地主任： CMAD を入れて放射妨害波が減るということであれば、基本はなしということでもいいのではないか。他にあるか。
- 庄木構成員： 例えば、置き台の高さなど、細かい部分は他にもあるが、そういったところは差分を明確にしたい。
- 福地主任： 1 回目の議論の中で、電源部からの放射の話があったが、それはこの中に入っているか。
- 久保田構成員： 入っていると思う。
- 福地主任： 模擬車両は日本からの提案だったと思うが、まだ日本にはないのか。
- 庄木構成員： 総務省からの技術試験事務で作成しているところ。室内での測定はこの模擬車両を使って行うので、データ提供はできる。
- 福地主任： 差分があるものについては、差分や測定条件をきちんと明確化して出さしていただくということになると思う。では、測定法・測定モデルについては、賛同を得たということによいか。(⇒承認)
では、事務局の方で取り纏めをお願いしたい。
- 事務局： 了。

また、ワイヤレス電力伝送システムにおける漏えい電波の許容値や測定法の検討を行うための技術試験事務について、事務局から、参考資料3-1に基づき説明があった。特に意見はなかった。

(3) ワイヤレス電力伝送システムと既存の他の無線機器等との周波数共用検討の実施につ

いて、事務局から、資料3-3に基づき説明が行われ、承認された。

主な質疑応答は下記のとおり。

- 松井構成員： 一般的に、高い周波数帯の場合は、CIなどの計算式で算定すると思うが、こういう低い周波数帯ではどのように計算するのか。また、その際、どのように干渉の有無を評価することになるのか。そういうことが明らかになっていないと、最終的な判断はできないと思う。
- 庄木構成員： そこは、ケースバイケースになると思う。評価のベースとしては、電界又は磁界が出発点になると思うが、被干渉側の状況や考えもあるので、そのところの話を詰めていくというのがまずやらなければいけないことだと考えている。統一的にどうするかというのは現時点ではまだ明確になっていない。結果についてはお出しして、議論していただきたい。
- 福地主任： 基本的には、机上検討になるのか。
- 庄木構成員： 必要に応じて、実験もやることになる。
- 福地主任： 被干渉側で許容干渉量などを出していただきながらやっていくことになるのだろうと思うが、低い周波数の場合はCIではないのか。
- 佐々木構成員： CIかどうかというのは、被干渉側の考えもあると思うので、そこは議論してやっていきたい。また、被干渉側の許容干渉量が何で考えられているのか、WPTがどういう性質のエネルギーを出しているのかなども考慮しつつ、必要に応じて換算等も行いながらやっていくのではないかと考えている。また、この帯域の伝搬・減衰特性がどのようになっているのかについても、文献等の値も参考にしつつ検討していきたい。干渉は、近傍界で発生するものがあるが、被干渉側のサービスは遠方界で行っているのも、それに対して近傍界がどのような振る舞いをするのかということについても、サービス毎にきちんと考えていく必要があると考えている。
- 福地主任： いずれにしても、想定される被干渉側の担当とよく相談して進めていくという理解でよいか。
- 菅田企画官： 低い周波数帯なのでITUの標準などにあるとは思えないが、これを国際の舞台に持って行くときに、勧告にレポート等があるのであれば、できるだけそういったものを参照しながらやっていただいた方が各国の理解は得やすいのではないと思う。
- 佐々木構成員： 参考にしたい。
- 福地主任： これは基本周波数だけだと思うが、新たに追加することもあるというのは、高調波を意識しているということか。
- 事務局： そのとおり。
- 福地主任： では、周波数共用検討を実施するというところでよろしいか。(⇒承認)

(4) 人体防護アドホックグループの検討状況について、人体防護アドホックグループ主任である NICT の渡辺構成員から、資料3-4に基づき説明が行われた。

主な質疑応答は、下記のとおり。

○福地主任： 3 ページにいくつかの論点・課題があるが、人体の 20cm 以内という内容は、EV 用 WPT と家電機器用 WPT の両方を想定しているのか。

○渡辺構成員： 実際には、この資料3-3の表に 20cm 以内に近づく可能性の有無といった条件を付けて、そこで切り分けができるだろうと考えている。実際には、EV 用のコイルは地面の方にあるので、そういった状況を無理に考える必要はないのではないかと考えている。家電の方は、色々な状況があるので、それぞれの条件に応じて議論が必要と考えている。

○福地主任： 接触電流はどうか。

○渡辺構成員： これも周波数帯や実際の使用条件などがあるので、そういったことを考慮して検討していきたい。ある程度大きい金属物体がないとそれほど大きな電流は流れたりはしないので、本当にこういう測定が必要かどうかという、一つ前の段階から検討をしていかないと無駄な測定法を作るということにもなりかねない。

○塚原構成員： 最初に議論されていた妨害波の測定法とこの人体防護の方で検討されている測定法は何か違いが出てくるのか。

○渡辺構成員： やはり違ってくると思う。人体への影響の指標と、妨害波の指標とは同じ電界磁界でも異なってくる。平均時間の問題や実際に人体が電磁界とどのように結合するのかなど。そういったことを考慮した評価方法を適用していかないといけない。ただ、考え方は妨害波の方と同じで、国際規格があるものについては、それに準じてやっていくという考え方になると思う。ただ、人体の電磁界ばく露に関しては、それほど多くの網羅的な評価方法があるわけではないので、そういった穴が空いているところをどうしていくかが今後の議論の中心になっていくと考えている。

○塚原構成員： 防護指針を前提とすれば、接触電流はともかくとして、低いところも電界強度での制限値というものが決められていると思うが、そうすると電界強度を測定するというのは、先ほどの測定法と同じになるのではないか。

○渡辺構成員： 測定点をどこにもっていくのかということになると思う。実際には、人体が近づく可能性のあるところで、電界なり磁界が最も強い場所を探していくということになると思う。ただ、人体と電磁界の結合というのは非常に複雑で、特に磁界は体全体との鎖交磁束との関係などもあるので、あるポイントだけが非常に高くても、全体として低ければ、そういった人体全身を考慮した空間平均を取ってもいいという考え方もあり、その時の空間平均の取り方

をどうするのかというような問題もある。自動車の方については、3ポイントで平均する方法が IEC に提案されているので、そういったところについて、今後検討していきたい。

- 福地主任： 実際に実験はしないのか。
- 渡辺構成員： 実際に人間の体にどれだけ電流が流れるかということやエネルギーが吸収されるのかということの評価する必要があるので、実験ではかなり難しく、シミュレーションが主体とならざるを得ない。ただ、そのシミュレーションに入力するデータとして実際その周辺にどのくらいの電磁界の分布ができていくのかという情報は必要になるので、可能であれば、そういうデータ提供について依頼していく必要があると思っている。
- 福地主任： 本来の放射妨害波等の実験は当然として、色々な部分で実験が必要になってくるので、時間が足りなくなってくるのではないかと心配していたが、このスケジュールでできる範囲でやるという理解でよいか。
- 渡辺構成員： そのとおり。
- 福地主任： 第7回の作業班で報告がいただけるとのことだが、可能であれば、途中の中間報告をいただければ、貴重な情報になると思う。検討していただきたい。
- 渡辺構成員： 了。

(5) その他の審議事項として、下記の3件の報告が行われた。

(ア) 平成25年9月23日～10月4日まで、カナダのオタワで開催された CISPR 会合の結果について、事務局から、参考資料3-2に基づき説明が行われた。

主な質疑応答は、下記のとおり。

- 福地主任： WPT に関して、韓国や中国はどのような状況か。
- 事務局： 韓国は色々意見を持っているようで、積極的に発表を行っていた。
- 福地主任： 日本は、妨害や人体への影響なども含めてしっかりしたものを作って、世界に対して日本的なものを出せたらいいと思う。
- 松井構成員： CISPR での結論が出ないと、この場での結論も出ないということではないという理解でよいか。
- 事務局： 規格化までには一般的にある程度長い期間がかかるので、可能な限り、CISPR の規格を先取りするような形を目指して、進めていきたい。
- 松井構成員： 国内でこれから検討し、実現できるものは実現し、こういう CISPR の会合にも提案をしていくということよいか。
- 事務局： そのとおり。
- 松井構成員： CISPR で決まったことが国内の規定と違うものとなった場合には国内の規定を見直していくという考え方でよいか。

- 事務局： そのとおり。CISPR については、日本から提案して、国際規格化を目指すということ。
- 八宗岡構成員：CISPR に対して、被干渉側として意見を反映させていくということは可能なのか。
- 事務局： 既に各国内作業班には被干渉側の方も参加していただいている。資料にもアドホックグループを設置するということが書いてあるが、そちらに参加していただければ意見を反映していくことは可能。

(イ) CISPR規格(CISPR11:工業・科学・医療用機器の放射妨害波の許容値・測定法を規定)の国内答申の動向等について、久保田構成員から、参考資料3-3に基づき説明が行われた。

主な質疑応答は、下記のとおり。

- 松井構成員： 11 ページ及び 12 ページについて、今の説明は WPT がグループ 2 に位置づけられ、結果的にこの 11 ページと 12 ページの基準が適用されることになったという理解でよいか。逆に言えば、この 11 ページと 12 ページの基準値以内であれば、WPT の使用について制約がないということだよいか。
- 久保田構成員： その点が今一番ポイントになっていると思う。WPT をグループ 2 に入れるということは決まっているが、WPT 用の許容値を決めるかどうかという議論は行われていない。つまり、仰るとおりの理解だと思う。
- 松井構成員： 影響というものは、それぞれの装置が発生する電界強度の強さによって変わってくるものだと思うので、設備ごとに許容値が変わってくるというのは何となく理解できない。
- 久保田構成員： それは、そういうものが必要であれば議論するという。具体的には、IH 調理器はこの規格では不十分だったので、別の規格値を作っている。
- 松井構成員： そこで規定のないものについては、当面は、この一般則が適用されるということだよいか。
- 久保田構成員： そのとおり。
- 雨宮主任代理： 5 ページ目に 5 年間の計画というのがあるが、この開始時期と運用の規定というのは明文化されるのか。
- 久保田構成員： これは答申としてはそうだが、実際に電波法の関係規則の改正の際にその辺りの表現というのは違ってくると思っている。ただ、5 年間という期間を出しているということは重いと考えている。それは、CISPR の答申を出した場合に、それを受けて、関係する法令が変更される可能性

があるが、それは電波法だけではない。総務省以外の省庁の関係で引用されることも考えての答申だご理解いただきたい。

- 両宮主任代理: 了。もう1点、9 kHz～150 kHz の伝導妨害波と9 kHz～30 MHz の放射妨害波の許容値について、CISPR 22 に 壁掛けテレビは壁から垂直になっている。それから天井配置プロジェクタは天井から給電するなど、色々なケースが考えられていて、CISPR 32 では全部網羅しようとしている。つまり、Z 方向だけ許容値が甘いということはないと考えているが、そういう認識でよいか。
- 久保田構成員: そういう認識でよい。先ほどの家電用の WPT の測定法の中でも、機器の向きについては、測定アンテナに対して最大の放射を観測する向きに設置することということが書いてあり、普通はこう使うがこう測りなさいというようなことも想定して、検討していったらと考えている。
- 佐々木構成員: これまでは、IEC 特別委員会(CISPR)の規格改定を受けて、国内の関係規則改正に反映されてきたと理解したが、当作業班の WPT についても同じ流れで進められると理解してよいのか。
- 事務局: 今回、審議会で答申をいただいたものはあくまで答申なので、我々がその答申を尊重して電波法の中の省令に反映していき、反映した結果については、電監審でご審議いただくことになる。従って、答申いただいたものが即国内の基準になるわけではなく、それを踏まえて、施行規則の改正や設備規則の改正に繋がっていく。今回の CISPR 11 の答申も同じような経緯をとるので、答申を踏まえて、IH 調理器や場合によっては電子レンジの基準を変えていくことになる。
- 渡辺構成員: 11 ページと 12 ページの表の 10m と 3m の基準値の換算について、()内の新しい規格だと低い周波数で 25dB くらいの差、高い周波数で 10dB の差になっていて、おそらく距離減衰の傾向が違ってくるということを考えているのだと思うが、これが 4MHz くらいから変わってくるように表からは読み取れるのだが、これについては、具体的なデータや理論モデルのようなものが検討されているのか。
- 久保田構成員: この数字のベースとなったのは、SC-A に対して杉浦先生が出された 30MHz 以下の周波数帯に関するデータで、それを参考にして提案としてまとめられたと認識している。その時に、単純に距離でみただけではなく、機器の大きさを勘案している。近くに寄ると、通信の場合はアンテナの大きさが問題になるので、同じように近くに来ると機器の大きさが問題になってくるので、その効果を加味している。低い周波数帯ほど影響が大きくなってきていると思う。
- 井上構成員: この数字の根拠は、シミュレーション及び実測で裏付けられている。

元々の提案は、ドイツから数値が提案されたもの。それを補う形で、日本から杉浦先生のシミュレーションの結果、その後オランダからもシミュレーションの結果が出されていて、ほぼ一致するというので、この数字に改定しようとしているところ。

- 松井構成員：11 ページと12 ページは、グループ 2 に属するものの一般則であって、IH のような特別なものは除外していると理解している。これから WPT の議論をしていった時に、この一般則が必ずしも適切でなく、IH のように別の規定を作るべきという結論がこのミッションで出た場合には、それを CISPR に提案していくということもあり得るという理解でよいか。つまり、一般則の中に全て押し込むということではなくて、仮に WPT に対してこの数字が厳しすぎるということになった場合には、より緩和した基準を CISPR に提案していくということもあり得るという理解でよいか。
- 久保田構成員：それは次のステップになると思うが、仰るとおりだと思う。この委員会で、日本としてはこの許容値でないといけなのではないかという結論が出れば、それをアップストリームの活動につなげていくというのはよいと思う。
- 福地主任：それは大きな話だと思う。この枠の中で検討しなければいけないのか、実験を通して望ましい WPT の許容値を検討するのかということでは、ずいぶん違ってくる。
- 三浦構成員：6 ページの CISPR 11 の ISM 装置の分類で、クラス A が工業用、クラス B が家庭用あるいは住居用と、定義ははっきりと書いてあるが、このどちらに属するかよく分からない装置がある。その中に、誘導加熱装置が入っているが、クラス A やクラス B というのはどういう基準で分けるものなのか。
- 久保田構成員：クラス A、クラス B は、設置場所で分けている。例えば、誘導式充電設備もクラス A のものとクラス B のものがあると理解すべきかと思う。
- 三浦構成員：家庭用でも電力が大きくなると影響が異なると思うが、それはクラス B とするのか。
- 福地主任：第 1 回の議論の中では、それはまだ確定していないということだったと思う。
- 井上構成員：クラス A とクラス B の定義は CISPR 11 に書かれているとおり。それは、装置の電力で決まるものではない。それは、住宅の環境で使うということは住宅用の供給電源(100V 又は 200V)で動作するものはクラス B という定義になっている。それが、機器の特殊性によって、また新たな階層にするのであればそれを国際的に提案すべきだが、実は、WPT に関しても、国際的な枠組みが今の CISPR 11 を使うということで、ACEC と

いう国際的な諮問委員会が答申を出している。測定法は検討の余地があるが、許容値を変えるというのはそう簡単ではない。そのために、タスクフォースでこれから検討はするが、日本から提案を出す場合に、国際的な今までの枠組みや今の許容値を変えなければならない理由の裏付けを出さないといけない。機器の実力がこうだからということで提案してもなかなか受け入れられない。

○三浦構成員：使用環境によって影響が違ふというのは、必然なので、日本の住宅環境と日本の工業環境を国際的に同一に評価してということになるのか。

○井上構成員：それが住宅環境に当たるかどうかというような解釈については、まだ作業班で検討の余地はあると思う。

(ウ) ワイヤレス電力伝送システムの実験に対応するために現在総務省において進めている制度改正の状況について、事務局から、参考資料3-4に基づき説明が行われた。特段の質疑応答はなかった。

(エ) ワイヤレス電力伝送作業班の今後のスケジュールについて、事務局から参考資料3-5に基づき説明が行われた。特段の質疑応答はなかった。

(6) 次回会合についての詳細は、事務局から別途連絡することとなった。また、12月に予定されている電波利用環境委員会において、本作業班の検討状況についての報告を行う旨の説明が行われた。

【配布資料】

資料3-1 ワイヤレス電力伝送作業班(第2回)議事要旨(案)

資料3-2 ワイヤレス電力伝送システム用測定モデル/測定法の提案

資料3-3 ワイヤレス電力伝送システムと他の無線機器等との周波数共用検討について

資料3-4 人体防護アドホックグループの検討状況について

参考資料3-1 ワイヤレス電力伝送システムにかかる技術試験事務の実施について

参考資料3-2 国際無線障害特別委員会(CISPR)オタワ会議の結果及び今後の進め方について

参考資料3-3 CISPR 11の国内答申案について

参考資料3-4 ワイヤレス電力伝送システムの実験への対応について

参考資料3-5 今後の作業班スケジュール

参考資料3-6 国際無線障害特別委員会(CISPR)の概要

参考資料3-7 ワイヤレス電力伝送作業班構成員